

# 消費税価格転嫁等総合相談センターの相談対応状況

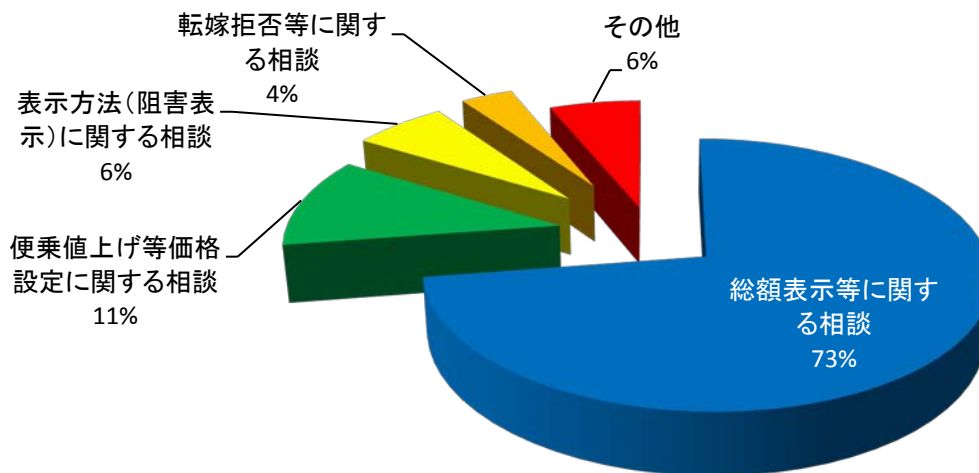
平成 26 年 2 月 14 日

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

消費税価格転嫁等総合相談センターの 1 月（1/1～1/31）の相談対応状況は以下のとおり。

## 1 相談件数

1 月の相談件数：電話 1,588 件、メール 156 件  
【相談内容（全 1,744 件）の内訳（※）】



## 2 相談例

### ○ 総額表示等に関する相談

Q. 当社(小売業)では商品に印字されているメーカー希望小売価格を自社の販売価格としているが、メーカー希望小売価格は総額表示義務の対象となるのか。

A. 製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。

なお、総額表示義務の特例により、例えば、「当該陳列棚の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格です。レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった誤認防止措置を講じることで、4月以降も旧税率(5%)に基づくメーカー希望小売価格(税込価格)が印字された商品をそのまま陳列して販売することもできます。

※ 製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するものではありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。お問い合わせのような場合には、小売業者が自ら表示する価格となり、総額表示義務の対象となります。

※ 消費税転嫁対策特別措置法違反被疑情報は 3 件

Q. 当社が製造し、小売業者に納入している商品の箱には5%の消費税率を前提としたメーカー希望小売価格を表示したままのものがあるが、4月以降はどのようにすればよいか。

A. 製造業者等が商品に印字するメーカー希望小売価格は、小売業者の販売価格を拘束するものではありませんので、総額表示義務の対象とはなりません。したがって、メーカー希望小売価格の表示の取扱いについては、各事業者において御検討ください。

※ 製造業者等が商品に印字したメーカー希望小売価格を小売業者が自店の販売価格として消費者に示す場合、そのメーカー希望小売価格は、小売業者が表示する販売価格となりますので、小売業者にとって当該販売価格は総額表示義務の対象となります。

なお、総額表示義務の特例により、例えば、「当該陳列棚の商品は、旧税率(5%)に基づく税込価格です。レジにてあらためて新税率(8%)に基づき精算させていただきます。」といった誤認防止措置を講じることで、旧税率(5%)に基づく税込価格が印字された商品をそのまま陳列して販売することもできます。

Q. 縫製を伴う服の購入(学生服の購入等)の注文を3月中に受け、代金も受け取っている場合において、縫製が完了して得意先に引き渡すのが4月となるときには、適用される消費税率は8%となるか。

A. 役務の提供による資産の譲渡等の時期は、物の引渡しを要する取引にあっては、その目的物の全部を完了して引き渡した日となります。したがって、平成26年4月1日以後に目的物を引き渡すものについては、経過措置の適用を受けるものを除き、新税率(8%)が適用されます。

※ 消費税の適用税率や経過措置など消費税法について詳しくお知りになりたい場合には、お手数ですが、所轄の税務署にお問い合わせください。

## ○ 便乗値上げ等価格設定に関する相談

Q. (市町村が提供している)住民向けのサービス料金について消費税率の引上げ分を転嫁すると1円単位の料金設定となってしまうので、住民の便宜を考え、1円の単位については四捨五入する等して5円刻みの料金設定とすることは問題ないか。

A. 例えば、端数処理において、取引慣行や利用者の便宜等を考慮し10円単位等で商品やサービスの税込価格を設定する場合、あるものについては据置きとする一方、あるものについては3%を超える値上げとなっても、事業全体として税率変更に見合った適正な転嫁を行っていれば、便乗値上げには該当しません。

なお、そのような端数処理を行う合理的な理由及び事業全体で適正な転嫁を行っていることについて、消費者に丁寧に説明することが必要になると考えられます

Q. 当社は免税事業者であるが、消費税率引上げに伴い仕入コストが上昇するので値上げを考えている。値上げした場合、便乗値上げになるのか。

A. 免税事業者であっても、その仕入価格には消費税が含まれていることから、これに相当する額を価格に転嫁することは、便乗値上げに当たりません。

## ○ 表示方法(阻害表示)に関する相談

Q. 消費税率が5%から8%になると消費者の負担感が高まるので商品の購入者に消費税相当分の商品券を提供することを考えているが、どのような表示を行えば消費税転嫁対策特別措置法で禁止される転嫁阻害表示として問題となるのか。

A. 例えば、「消費税相当分の商品券を提供します。」など消費税との関連を明示して取引の相手方に商品券等の経済上の利益を提供する旨の表示は、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当し、問題となります。

Q. 会員向けと一般向けで価格設定を別にしているところ、「会員になれば消費税分安くなる」と表示することは問題ないか。

A. 消費税分を値引きする旨の表示は、消費税転嫁対策特別措置法第8条で禁止される表示に該当し、問題となります。

## ○ 転嫁拒否等に関する相談

Q. 当社は事業者向けにオフィス等の賃貸事業を行っているところ、4月以降の賃貸料については8%の税率を適用した金額を事業者に請求することとしているが、オフィス等に入居している事業者が受け入れてくれるか懸念がある。事業者が当社の請求を受け入れてくれなかったらどうすればいいのか。

A. 貴社が消費税転嫁対策特別措置法の特定供給事業者(資本金額3億円以下)に該当する場合に、オフィス等に入居している事業者(特定事業者)が、平成26年4月以降の賃貸料について8%の税率を適用した金額を拒否する行為は、「買ったたき」又は「減額」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 取引先との契約書に取引金額は〇〇円(税込)とする内容の記載がある場合、4月以降の取引金額の引上げについて当方から交渉を持ちかけても、取引先から契約書に取引金額は〇〇円(税込)と記載されているのだから、4月以降も取引金額は〇〇円(税込)のまま据え置くと言われるのではないかと懸念している。

A. 平成26年4月1日以後に課税資産の譲渡等が行われる取引については、経過措置の適用があるものを除き、新税率8%が適用されます。新税率8%が適用される取引について、平成26年4月以降も税込みの取引金額を据え置くことは、合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。契約書に〇〇円(税込)と記載されているとの理由で取引金額を据え置くことは合理的な理由とはなりませんので、実際にそのような行為を受けた場合には、公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 取引先の小売業者から消費税率引上げに伴う店頭販売のための値札の付け替え作業を求められているが、当社(納入業者)が値札の付け替え作業を行わなければならないのか。

A. 消費税率引上げに伴う値札の付け替え作業を納入業者の費用負担で行わせることは、「利益提供の要請」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。このため、実際にそのような行為を受けた場合には公正取引委員会や事業所管省庁などに御相談ください。

Q. 当社が役務の提供を委託している消費税転嫁対策特別措置法の特定供給事業者該当すると思われる事業者から4月以降も現在の委託料金(消費税5%の税込料金)で構わないと申出が来ているが、この料金で合意してしまうと転嫁拒否に該当するとして消費税転嫁対策特別措置法違反になるのか。

A. 平成26年4月以降も委託料金を据え置くことは合理的な理由がない限り、「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。委託先事業者から申出があった場合であっても、申出を余儀なくされるような事情があれば問題となります。

Q. 当社(小売業者)は小売業を営んでいるが、消費税率の引上げ前に販売促進のために取引先事業者に対して納入価格の引下げをお願いしたいと考えているが、このような要請を行うことは消費税転嫁対策特別措置法の規制対象となるか。

A. 消費税率引上げ前に納入価格を引き下げる行為についても、消費税率引上げ後の納入価格を引き下げることになる場合は、合理的な理由がない限り「買ったたき」として消費税転嫁対策特別措置法上問題となります。また、当該合理的な理由については貴社の側で説明する必要があります。

お問い合わせ先

内閣府消費税価格転嫁等相談対応室

電話：03-3539-2610